

別表一

番号		傍					受令状				
二	二	三	三	銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第一項前段、第三条第一項、刑法第六十条） 【けん銃の所持】			銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第二項、同第一項、第三条第一項、第三十一条の八、第三条の三第一項、刑法第六十条） 【けん銃の加重所持、けん銃実包の所持等】			通信手段の種類	
二	二	三	三	携帯電話			携帯電話			の通信手段種類	
四日間	五日間	四日間	七日間	十一日間		実					
一回	三九回	四十回	三五回	百六十五回		施					
なし	八二回	二回	四回	九回		期					
なし	なし	なし	なし	なし		間					
なし	なし	二人			逮捕人員数						

番号		傍	受	令	状
請求	発付				
八	七	六	一件	二件	一件
一件	二件	一件	麻薬特例法違反（同法第五条第四号、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】		
一件	二件	一件	麻薬特例法違反（同法第五条第四号、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】		
携帯電話	携帯電話	携帯電話	通信手段の種類		
間十九日	間十四日	間三十日	実		
回七十四百	回十百五七	八八九回十百	回数	施	
回十百八五	回七十	八七回十	第一号	第二十	
一回	なし	なし	第二号	条第一項	
七人	五人	なし	数	人員逮捕	

九					番号
五件					請求
五件					発付
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八 条第二項、覚せい剤取締法第四十一条 の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】					傍 受 令 状
携帯電話					の通信手段 種類
七日間	間十二日	間十三日	一日間	間二十日	実
回十百 四五	回五十	四六 回十	なし	七八五 回十百	施 回数 電話
二八 回十	回十六	九三 回十	なし	回十七	期 第一号 第二十一 条第三項
なし	なし	なし	なし	なし	間 第三号
人十三					数人員 逮捕

十一	十	番号		傍	受	令	状	通信手段 の種類	実		施	期	間	逮捕 人員 数
		請求	発付						罪名（罰条）	間				
二件	二件	二件	二件	二件	二件	二件	二件	携帯電話	間 十六日	間 十一日	回 二百五十	回 三十	なし	一人
二件	二件	二件	二件	二件	二件	二件	二件	携帯電話	間 十六日	間 十一日	回 二百五十	回 三十	なし	一人
二件	二件	二件	二件	二件	二件	二件	二件	携帯電話	間 十六日	間 十一日	回 二百五十	回 三十	なし	一人

(注一) 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいい、「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。

(注二) 番号一及び三の「銃砲刀剣類所持等取締法」については、平成十九年法律第二百十号による改正前のものである。